

支部規程

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本コンクリート工学会（以下「本学会」という。）定款（以下「定款」という。）第51条により設置する支部の組織、運営等に関する事項について、学会規則（以下「規則」という。）第35条に基づき定めることを目的とする。

2. 支部の組織、運営等については、定款及び規則に定めるもののほか、他の規程に特別の定めがある場合を除き、本規程の定めるところによる。

(支部会員)

第2条 支部は、原則として定款第51条別表に定める地区に在職する会員をもって組織する。ただし、非在職者にあつては、原則として同地区内に在住する会員、また、学生会員にあつては、原則として同地区内に所在する学校に通学する会員とする。

(事業)

第3条 支部は、定款第51条別表に定める地区内に於いて、定款第4条に定める本学会の事業の一部を分掌する。具体的には、次の事業のうち規則第33条に定める目的達成のために必要な事業を行う。

- (1) コンクリートに関する調査研究
- (2) コンクリートに関する研究成果の普及
- (3) 研究報告及び資料の刊行
- (4) 講演会、講習会及び研究会の開催
- (5) 情報の収集、紹介及び交換
- (6) コンクリートに関する表彰、奨励
- (7) コンクリートに関する啓発及び広報活動
- (8) 国内外のコンクリートに関する組織の活動に対する協力
- (9) コンクリートに関する技術向上をはかるための教育及び本部が実施する資格付与事業への協力
- (10) その他本学会の目的を達成するために必要な事業

2. 前項第8号、第9号及び第10号の事業については、本部の承認を得たもの、または本部の指示もしくは要請に基づくものに限る。

(支部執行部)

第4条 支部に次の執行部を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 1名
- (3) 支部幹事 15名以内とし、具体的な定数は支部執行委員会にて定める。

(4) 支部執行委員 50名以内とし、具体的な定数は支部執行委員会にて定める。
(支部執行部の選任方法)

第5条 支部執行部候補者推薦委員会規程に基づき、支部執行部候補者推薦委員会を設置する。支部執行部候補者推薦委員会は、前条に定める支部執行部の定数の被選任候補者として、支部に所属する正会員から次期執行部の候補者を選定し、支部執行委員会に諮る。

2. 支部長及び副支部長は、支部執行委員会で候補者を選定し、理事会で選任する。
3. 支部幹事及び支部執行委員は、支部執行委員会で選任し、理事会に報告する。
4. 支部長が欠けたときは、補充者を選任する。この場合、その選任については第2項の定めによる。
5. 副支部長、支部幹事、支部執行委員が欠けたときは、補充者を選任することができる。この場合、その選任については第2項もしくは第3項の定めによる。
6. 支部幹事及び支部執行委員は、原則として毎年約半数が交代するように選任する。

(支部執行部の任期)

第6条 第4条に定める支部長以下の支部執行部の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 前条第4項及び第5項に基づき選任された補充者の任期は、前任者の残余の期間とする。
3. 任期満了後でも、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(支部執行部の職務)

第7条 支部執行部は次の職務を行う。

- (1) 支部長 当該支部を代表し、支部の会務を統括する。
- (2) 副支部長 支部長（支部経理責任者の職務を含む）を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 支部幹事 支部長及び副支部長を補佐し、支部執行委員会で定めた分担に基づき支部会務を処理する。
- (4) 支部執行委員 支部執行委員会にて定めた分担に基づき支部会務を処理する。

(顧問)

第8条 支部に顧問を置くことができる。顧問は、支部執行委員会に出席し、支部運営について意見を述べることができる。

2. 顧問の任期は、2年とし、再任を妨げない。
3. 顧問の委嘱は、支部執行委員会の承認を必要とする。

(支部総会)

第9条 支部長は、支部総会を招集し、支部総会の議長となる。

2. 第2条に定める会員は、支部総会に出席し意見を述べることができる。
3. 支部総会の目的事項は、定款第51条第3項の定めに基づき報告事項とし、具体的

には第2条に定める会員に対し次の事項について報告し、意見を求めるものとする。

- (1) 支部の事業活動の方針及び主要な活動状況
- (2) 支部の財政状態
- (3) 支部の執行部体制
- (4) その他支部運営に係る重要な事項

(支部執行委員会)

第10条 支部運営を統括するため当該支部担当理事の管掌の下に、支部執行委員会及び支部幹部会を設置する。ただし、支部執行委員会及び支部幹部会の決定は、定款第51条第3項の定めにより、理事会の権限を侵すことはできない。

2. 支部長は支部執行委員会及び支部幹部会を招集し、支部執行委員会及び支部幹部会の議長となる。

3. 支部執行委員会は、当該支部担当理事及び第4条に定める支部長以下の執行部で構成し、次の事項について審議、決定する。

- (1) 支部の事業計画案及び収支予算案
- (2) 支部の事業報告案及び決算案
- (3) 支部の規程類の制定案及び改廃案
- (4) 支部長候補者及び副支部長候補者の選定
- (5) 支部幹事及び支部執行委員の任免
- (6) 支部選出選挙管理委員候補者の選定
- (7) 代議員選挙規則に基づく代議員候補者の推薦
- (8) 支部の各種委員会（支部執行委員会及び支部執行部候補者推薦委員会を除く）の設置及び廃止
- (9) 支部の各種委員会（支部執行委員会を除く）委員の任免
- (10) その他支部運営に必要な事項

4. 支部幹部会は、当該支部担当理事、支部長、副支部長、支部幹事により構成し、次の事項について取り扱う。

- (1) 支部執行委員会に付議する重要な案件の事前審議
- (2) 支部運営に係わる軽微な事項の審議・決定
- (3) 支部各種委員会（支部執行委員会及び支部執行部候補者推薦委員会を除く）の活動状況等の報告及び指導
- (4) その他支部運営に係わる重要な事項の協議

5. 支部執行委員会及び支部幹部会の審議にて決定に至らない場合は、当該支部担当理事が会長、総務財務部門担当副会長と協議し、問題の解決に当たる。

(支部委員会)

第11条 第3条の事業を行うため、必要があるときは支部に委員会を設けることができる。

2. 支部委員会の委員長は、支部長の要請ある場合は支部執行委員会に出席しなければならない。

(事務局及び職員)

第 12 条 支部会務を遂行するため支部に事務局を設け、支部出納管理者を含む有給の職員を置く。

2. 支部出納管理者の任免は、規則第 41 条の定めにより、理事会の承認を得るものとする。

3. 支部出納管理者以外の職員の採用は、本部に上申のうえ、会長の承認を必要とする。

4. 事務局業務は、理事会の承認を得て外部に委託することができる。委託先には、支部出納管理者を特定のうえその氏名を事前に支部長に届けさせ、第 2 項に定める手続きをとるものとする。

(支部会計)

第 13 条 支部の会計は、規則第 35 条、第 36 条及び第 37 条の定めるところにより本学会全体の会計として取り扱う。

(本部への上申及び報告)

第 14 条 支部は、毎年、本部から指示された期日までに次の書類を会長に提出しなければならない。

(1) 翌事業年度分の事業計画案及び収支予算案

(2) 事業報告案及び計算書類（正味財産増減計算書、貸借対照表）案並びに財産目録案

2. 支部は、毎月所定の様式により、資金の出納実績等を本部へ報告する。

3. 支部は、その他各種規程に定めるところにより、適宜、上申、報告をしなければならない。

(監査)

第 15 条 支部は、会計監査人及び監事による監査の他に、規則第 40 条に定める検査役による内部監査の実施を拒んではならない。

2. 被監査部署となる支部は、円滑かつ効果的な内部監査が実施できるように、積極的に検査役に協力しなければならない。

3. 検査役は、担当する被監査支部の支部執行委員会及び支部幹部会に出席することができる。

(規程の改廃)

第 16 条 この規程の改廃は、定款・規則改定委員会の発議により、理事会の承認を得て改廃する。

附 則

1. この規程は、平成 28 年 5 月 25 日から施行する。